

高校1・2年生保護者等の皆様

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金の申請について

令和6年度大阪府私立高等学校等授業料支援補助金の申請書を配付いたします。
保護者等の所得に応じて、年額181,200円～481,200円が、国の「就学支援金」とは別に上乗せされ、生徒本人に支給される大切な書類です。以下の説明と注意事項を充分にお読みいただき、リーフレット『令和6年度 授業料支援補助金の申請手続きについて』P.4、P.5の申請書を記入し、添付書類と共にご提出ください。

制度概要

◆次の①～③の要件をすべて満たすことが条件となります。

①生徒が国の就学支援金を受給していること

※国の就学支援金の申請において、受給対象にもかかわらず未申請の場合、補助金の受給を辞退したとみなされます。

②父母お二人の所得が基準額未満である世帯

※下の<基準表>に該当する世帯

※18歳の生徒についても、成年年齢に達する前の親権者が所得判定対象者となります。

③10月1日時点(基準日)で在籍し、生徒及び保護者等(父母)が大阪府内に在住していること

※単身赴任でやむを得ず他府県に住民票を移している場合は、特例が認められる場合もありますので、学校までご連絡をお願いします。

◆ <基準表>

【授業料+教育充実費=600,000円】

	4月～6月 令和5年度 課税標準額6% -調整控除額	7月～3月 令和6年度 課税標準額6% -調整控除額	(国) 就学支援金	(府) 支援補助金	保護者負担額
A	0円～ 154,400円	0円～ 154,400円	396,000円	204,000円	0円
B3★	154,500円～ 251,000円	154,500円～ 251,000円	118,800円	481,200円	0円
B2☆				381,200円	100,000円
B1				281,200円	200,000円
C2★	381,200円	100,000円			
C1☆	251,100～ 304,100円	251,100～ 304,100円		181,200円	300,000円
府対象外					0円
国対象外	304,200円以上	304,200円以上	0円	0円	600,000円

☆子どもが2人いる世帯 ★子どもが3人以上いる世帯(いずれも小中学生含む)

※課税地が政令指定都市の場合は調整控除額に4分の3を掛けて計算

※1月2日～4月1日生まれの生徒については父母どちらか一方を「(課税標準額-33万円)

×6%-市町村民税調整控除額」で計算の上、父母合算

- ◆国の高等学校等就学支援金と同様に、令和5年度の課税標準額×6%-調整控除額で4月～6月分、令和6年度の課税標準額×6%-調整控除額で、7月～翌年3月分が認定されます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度			令和6年度								
課税標準額×6%-調整控除額で認定 ※課税地が政令指定都市の場合は調整控除額に4分の3を掛けて計算 ※1月2日～4月1日生まれの生徒については父母どちらか一方を (課税標準額-33万円)×6%-調整控除額で計算											
府) 支援補助金 国) 就学支援金 (4月～6月分)			府) 支援補助金 国) 就学支援金 (7月～翌年3月分)								

申請に必要な書類

申請する(対象となる)場合

※4～6月分、7～3月分どちらかのみ対象となる場合も含む

下記【1】、【2】の書類を配付時の封筒に入れ、期日までに担任にご提出ください。

【1】 授業料支援申請書(様式第1号の4)《リーフレットP.4、P.5》◎をすべて記入

- ◎ 授業料支援補助金の申請に関する確認書(P.4 1.～2.の該当事項に)
- ◎ 申請者(生徒氏名) ◎ 保護者(父母)等に関する事項
- ◎ 添付書類に関する事項 ◎ 確認事項

【2】 健康保険証の写し 『①健康保険証 貼付けシート』に貼付、保険者番号・記号・番号を黒塗り

※B または C ランクで多子世帯として申請する場合のみ提出。

※国民健康保険に加入の世帯で世帯主が生徒の親権者以外の場合は、世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)が必要。

※子の人数に19歳以上の子どもが含まれる場合は『在学証明書』を添付。

※健康保険証をマイナンバーに切り替えたため、保険証がない方は扶養誓約書の提出が必要です。事務局にて配付しますので、ご連絡ください。

(マイナンバーの写しを提出しないでください。)

申請しない(対象外)場合

下記の書類を配付時の封筒に入れ、期日までに担任にご提出ください。

授業料支援補助金の申請に関する確認書 《リーフレットP.4》◎をすべて記入

- ◎ 年・組・番・生徒氏名 ◎ 「1.申請について」申請しませんに
- ◎ 「3.授業料支援補助金の受給を申請しない理由」の、あてはまる理由に

提出期限 令和6年7月22日(月)【期日厳守】【全員提出】

対象の有無に係らず、全員が配付時の封筒に入れ、担任にご提出ください。

大阪府へは申請者全員分を一括して申請しますので、提出期限はくれぐれも厳守してください。

◆**注意事項**◆ ※詳細を必ずご確認ください。

- ① 所得の増減により、4月～6月分と、7月～翌年3月分の補助金ランクが異なることがあります。7月～翌年3月分のみ対象となる場合は、申請書(様式第1号の4)裏面の「3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由」の □その他 にを入れ、(4月～6月分は対象外のため申請しません)と記入してください。また、4月～6月分のみ対象となる場合は □その他 にを入れ、(7月～翌年3月分は対象外のため申請しません)と記入してください。
- ② 令和6年1月1日時点の住所が大阪府外の場合は、住民票を同封してください。
10月1日が基準日ですがそれ以前、または以降に府外に住民票がある場合は、月割りにより支給されますのでご注意ください。
(例：5/30に府外→府内・・・6月分より受給可、10/30に府内→府外・・・10月分まで受給)
- ③ 所得区分がBまたはCランクでは、子どもが生徒本人を含めて2人以上いる世帯であれば、多子世帯の対象となりますので、子ども全員分の健康保険証の写し[国民健康保険加入者で、世帯主が生徒の親権者以外の場合、世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)]の提出が必要です。
尚、19歳以上の子どもを人数に含める場合、その子どもの在学(在校)証明書の提出が必要です。
浪人生については高校等卒業後、1年間に限り特例的に人数に含めます。但し、予備校等の在学証明書または申出書の提出が必要です。(申出書は事務局にて配付しますのでご連絡ください。)
- ④ 支援補助金は、大阪府から学校へ振り込まれます。学校は、第3・第4期の授業料納付額から授業料支援補助金分を減額する予定です。 差引できなかった補助金額については、授業料振替口座へ振込いたします。
- ⑤ その他、倒産・解雇等により失職した場合については、「授業料減免制度(諸条件及び審査あり)」で申請していただける場合もありますので、学校事務局までお問い合わせください。
尚、減免制度と当該支援補助金との併給はできません。(どちらか助成金額の高い方が適用)
- ⑥ 訂正箇所は二重線で消し、書き直してください。修正ペン不可、訂正印は不要です。
- ⑦ ご不明な点や特別な事情等がございましたら、学校事務局までご相談、お問い合わせください。

非課税世帯・生活保護世帯の方には、国の就学支援金・大阪府の支援補助金の他に『私立高等学校等奨学のための給付金』が支給されます。
別途配付する封筒をご確認の上、申請対象となる方は、書類を提出してください。

お問い合わせ先：
四天王寺東高等学校
事務局総務課庶務係
Tel 072-937-2855

◆必要書類チェック表◆ ※提出前に必ずご確認ください。

申請する方	<input type="checkbox"/>	『授業料支援申請書(様式第1号の4)』 《リーフレット P.4、P.5》 『授業料支援補助金の申請に関する確認書』 ※該当項目をすべて記入
	<input type="checkbox"/>	生徒本人を含む子ども全員分の健康保険証の写し 『①健康保険証 貼付けシート』に貼付し、保険者番号・記号・番号を黒塗り ※BまたはCランクで多子世帯として申請する場合のみ提出。 ※19歳以上の子どもを人数に含める場合は、その子どもの『在学証明書』を併せて提出。
	<input type="checkbox"/>	『住民票』 ※令和6年1月1日時点の住所が大阪府外の場合 【注意事項②】 ※BまたはCランクで申請する場合で、国民健康保険に加入しており、世帯主が生徒の親権者以外の場合 【注意事項③】
	<input type="checkbox"/>	いずれかの年度のみ対象となる場合、【注意事項①】の通りに記入。
申請しない方	<input type="checkbox"/>	『授業料支援補助金の申請に関する確認書』 《リーフレット P.4》 ※年・組・番・生徒氏名を記入。 ※「1. 申請について」の、申請しませんに <input checked="" type="checkbox"/> ※「3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由」の、あてはまる理由に <input checked="" type="checkbox"/>

**必ず上のチェック表で確認し、必要書類を配付時の封筒に入れ、担任にご提出
ください。(申請書は全員提出です)**